

|   |       |                 |     |         |
|---|-------|-----------------|-----|---------|
| 商標権   | 判決年月日 | 令和6年8月5日        | 担当部 | 知財高裁第4部 |
|   | 事件番号  | 令和6年(行ケ)第10007号 |     |         |
| 「J i m n y F a n」の欧文字と「ジムニーファン」の片仮名を2段に書してなる本願商標は、商標法4条1項11号及び15号に該当するものとは認められないとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例 |       |                 |     |         |

(事件類型) 審決(拒絶)取消事件 (結論) 請求認容

(関連条文) 商標法4条1項11号、15号

(審決) 不服2023-12344

### 判 決 要 旨

1 本件は、「J i m n y F a n」の欧文字と「ジムニーファン」の片仮名を2段に書してなり、指定商品(本願補正商品)を第16類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」とする商標(本願商標)についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

特許庁は、①本願商標は、その構成中の「J i m n y」の欧文字及び「ジムニー」の片仮名が強く支配的な印象を与えるものであり、これを本願商標の要部として抽出して商標の類否を判断すると、引用商標1(「J i m n y」の外観、「ジムニー」の称呼及び「スズキ社のオフロード車の名称」の観念)及び引用商標2(「J I M N Y」の欧文字と「ジムニー」の片仮名の外観、「ジムニー」の称呼及び「スズキ社のオフロード車の名称」の観念)と類似する商標であるから、商標法4条1項11号に該当する、②仮に、同号に該当しないとしても、本願商標は周知のJ i m n y商標(スズキ社のオフロード車の名称を表示するもの)と外観が類似し、「ジムニー」の称呼及び「スズキ社のオフロード車の名称」の観念を共通にすることから、互いに紛らわしい商標であり、取引者・需要者は、その商品がスズキ社あるいは同社と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係るものであるかのように、出所について混同を生ずるおそれがあるから、同項15号に該当するとして、原告(請求人)の審判請求を不成立とする審決をした。

2 本判決は、原告代表者の本人尋問を行って本願補正商品についての取引の実情を認定した上で、以下のとおり、本願商標は商標法4条1項11号及び15号のいずれにも該当しないとして、原告の請求を認容し、審決を取り消した。

(1) 本願商標は、その外観上、「J i m n y」、「ジムニー」の部分と「F a n」、「ファン」の部分とを分離して観察する根拠はない。J i m n y商標がスズキ社の製造販売するオフロード車の名称を表示するものとして広く知られていたとしても、本願補正商品の取引の実情に鑑みれば、本願商標を使用した本願補正

商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等がその情報雑誌の発行主体となっている（可能性がある）と認識するとは考え難い。そして、本願商標の全体観察を前提に引用商標との比較をすると、引用商標 1 及び引用商標 2 のいずれも、本願商標の構成部分である「F a n」及び「ファン」に相当する構成を欠いており、本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 は、商標全体としての外観、称呼及び観念が異なっているから、類似性を肯定することはできず、本願商標は商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当しない。

- (2) 本願補正商品は、第 1 6 類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」という極めてニッチな商品であるところ、スズキ社を含む自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を発行している事実はなく、また、本願商標を使用した本願補正商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等が発行主体となっている（可能性がある）と認識するとも考え難い。本願商標を本願補正商品に使用したとしても、スズキ社の J i m n y 商標に係る商品・役務との混同を生ずるおそれは認められないというべきであり、本願商標は商標法 4 条 1 項 1 5 号に該当するものではない。